

川崎市病院局行政財産使用料算定要領

平成 25 年 3 月 7 日

24川病経第1033号

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市病院局会計規程（平成17年病院局規程第36号。以下「会計規程」という。）第94条の規定に基づき、病院事業の用に供する行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用許可に係る使用料の算定方法及び減免について、必要な事項を定めるものとする。

(土地使用料)

第2条 電柱、支柱、支線、地下埋設物、広告、郵便差出箱その他これらに類するものを設置するための土地（土地の定着物を含む。以下同じ。）の使用料は、川崎市道路占用料徴収条例（昭和30年川崎市条例第7号）別表に定める額とする。ただし、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が設置する電話柱等については、電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）別表第1に定める額とする。

2 前項の土地の使用料以外の土地の使用料は、使用部分に係る近傍類似の土地の前年度の固定資産税評価額（1平方メートル当たりの額をいう。）を一定の割合で除して得た額（以下「評価額」という。）に100分の3を乗じて得た額に土地の使用面積を乗じて得た額を年額とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。ただし、高压線の線下敷又は鉄塔敷の使用料は、原則として次の算定方法により算定した額を年額とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

評価額×線下敷又は鉄塔敷の面積×1／3×3／100＝年額

3 前項ただし書きに規定する線下敷又は鉄塔敷の面積の算定は、別表第1に

よるものとする。

- 4 第1項及び第2項の使用料を算定する場合において使用期間が1月に満たないとき又は駐車場その他の施設の利用に伴って使用させるときは、第1項及び第2項の規定により算定した額に消費税及び地方消費税に相当する額（以下「消費税額」という。）を加えた額を使用料とする。

（建物使用料）

- 第3条 建物（付帯設備を含む。以下同じ。）の使用料は、次の算定方法により算定した額を年額（消費税額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

{当該建物の帳簿価額（帳簿価額が取得価額を下回る場合は、取得価額とする。以下同じ。）×100分の7＋土地の使用料相当額}＋消費税額

- 2 前項の土地の使用料相当額の算定については、前条第2項の規定を準用する。

- 3 前2項の規定に関わらず、建物の使用が一部である場合の使用料は、次の算定方法により算定した額を年額（消費税額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。

{当該建物の帳簿価額×当該建物の延べ面積に対する使用面積の割合（以下この項において「使用割合」という。）×100分の7＋評価額×当該建物の建築面積×使用割合×100分の3}＋消費税額

- 4 前項の場合において、使用者が建物の共用部分の使用を特に必要とするときは、使用料は次の算定方法により算定した額を年額（消費税額を含む。）とし、当該年額に12分の1を乗じて得た額を月額、365分の1を乗じて得た額を日額とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りではない。

前項の規定により算定した額＋共用部分の帳簿価額×7／100×利用

割合＋消費税額

(その他使用料)

第4条 前2条の規定に関わらず、次の各号に掲げる使用料は、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、施設の利用に伴って使用させるときは、当該各号に定める額に消費税額を加えた額とする。

- (1) 線類及びこれに類するものを設置するための使用料 川崎市道路占用料徴収条例別表に定める額
- (2) 公衆電話等を設置するための使用料 電気通信事業法施行令別表第1に定める額
- (3) 各種自動販売機を設置するための使用料 1台当たり月額11,000円

(収益を目的として使用する場合の使用料)

第5条 前3条の規定にかかわらず、収益を目的として使用する場合の使用料は、1月ごとの販売数量又は売上げの総額(消費税及び地方消費税に相当する額を含まない。)に一定の割合を乗じて得た額に消費税額を加えた額を月額とすることができる。

2 前項の規定により算定した月額の使用料が前3条の規定により算定した月額の使用料(以下この項において「基準額」という。)を下回るときは、基準額を使用料とする。

(映像制作等を目的として使用する場合の使用料)

第6条 第2条から前条までの規定にかかわらず、映像制作その他これに類するものを目的として使用する場合の使用料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額に消費税額を加えた額とする。

- (1) 規模(使用面積、撮影スタッフ数及び出演者数をいう。以下同じ。)が比較的大きい撮影であり、かつ職員の立会いが2名程度必要と考えられるもの 1日につき200,000円。ただし、1日の使用時間が4時間に

満たない場合は、1日につき100,000円

- (2) 規模が比較的小さい撮影であり、かつ職員の立会いが1名程度必要と考えられるもの 1日につき100,000円。ただし、1日の使用時間が4時間に満たない場合は、1日につき50,000円

(特例措置)

第7条 第2条から前条までの規定によることが不適當又は困難と認めるときは、土地及び建物の立地条件、使用許可の態様その他事情を考慮し、実情に即した取扱いをすることができる。

(使用料の減免)

第8条 会計規程第98条の規定により減額又は免除することが適當と認めるときは、別表第2に基づき行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(川崎市病院局行政財産目的外使用料算定基準の廃止)

- 2 川崎市病院局行政財産目的外使用料算定基準（平成22年3月31日付け21川病経第920号）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

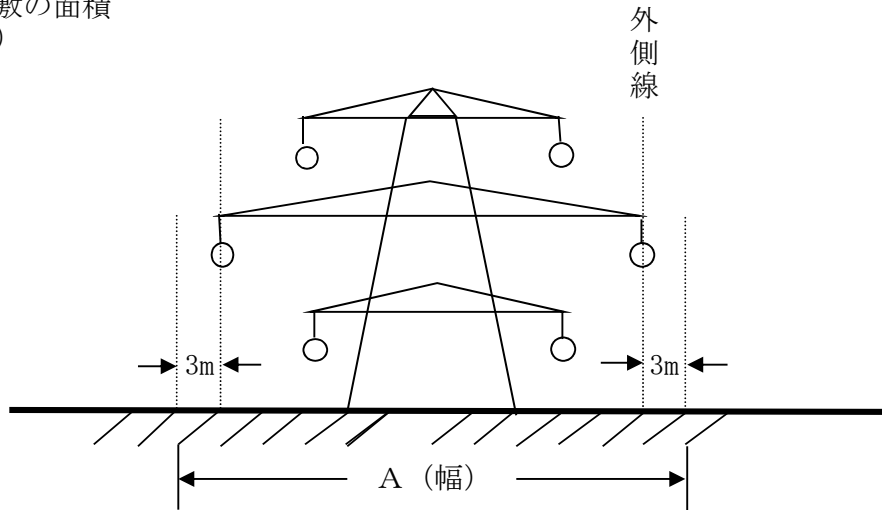
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

線下敷又は鉄塔敷の取扱いについて

それぞれの面積は、次の算式により算定する。

(1) 線下敷の面積
(断面図)



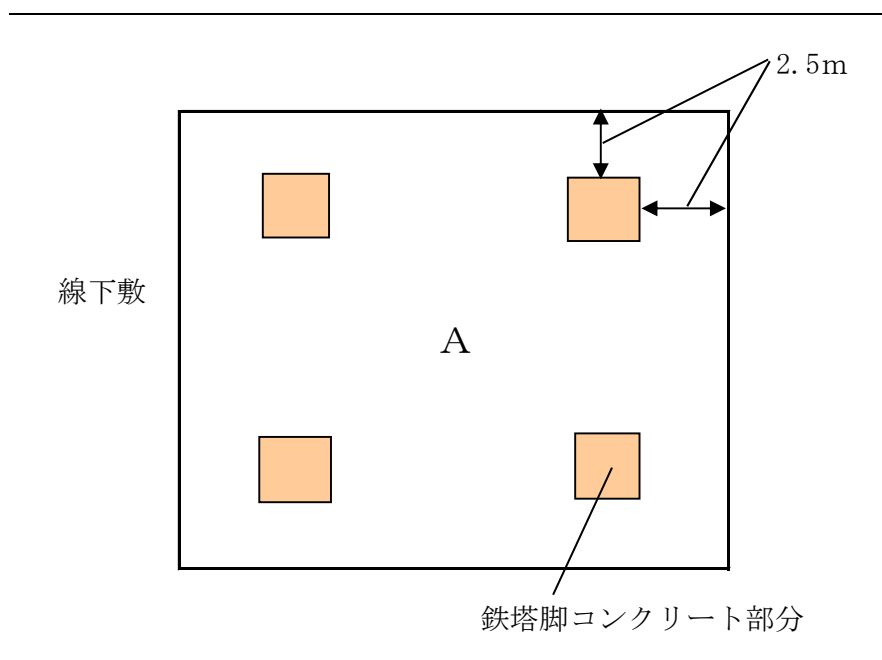
(算 式)

線下敷の面積 = $A \times \text{線下敷の長さ} - \text{鉄塔敷の面積}$ (次号により算定される面積をいう。)

(2) 鉄塔敷の面積

次の図のAの部分の面積とする。ただし、使用許可の申請者がこの面積と異なる面積を必要とする場合は、この限りではない。

(平面図)



別表第 2

使 用 料 減 免 基 準

適用条項	減免できる場合	無償又は免除	減額
<p>1 国等において公用又は公共用に供するとき（会計規程第 98 条第 1 号関係）。</p>	<p>（1）国又は地方公共団体その他公共団体が、公共事業のために使用するとき。</p>	<p>臨時的に使用するもの</p>	<p>定例的に使用するもの</p>
	<p>（2）国又は地方公共団体その他公共団体が、公用又は公共用の施設又は設備を設置するとき。</p>	<p>防災又は応急のための施設又は設備を設置するもの 測量、観測、防犯又は監視のための設備を設置するもの 案内板等を設置するもの</p>	<p>左記以外の施設又は設備を設置するもの</p>
<p>2 公共的団体において公益事業の用に供するとき（会計規程第 98 条第 2 号関係）。</p>	<p>（1）町内会・自治会、市民活動団体等が、住民相互の連絡調整その他の地域の共益・公益活動のために使用するとき。</p>	<p>地域の問題解決、住民の交流等（私的な活動を除く。）のために一時的に使用するもの</p>	<p>左記以外のもの</p>
	<p>（2）町内会・自治会、市民活動団体等が、防災・防犯その他の地域の共益・公</p>	<p>防災又は防犯のための設備を設置するもの 市の広報のための掲</p>	<p>左記以外の施設又は設備を設置するもの</p>

	<p>益に資する設備を設置するために使用するとき。</p>	<p>示版等を設置するもの</p>	
	<p>(3) 公益法人、社会福祉法人、公私連携法人等の団体が、社会福祉その他の公共的サービスの提供を目的とする事業のために使用する時。</p>	<p>利用者から利用料を徴収しないもの 利用料等の設定について管理者の指揮又は監督の及ぶもの</p>	<p>左記以外のもの</p>
<p>3 管理者が特別の理由があると認めるとき（会計規程第98条第3号関係）。</p>	<p>(1) 管理者が委託して行う事業又は管理者と共同で行う事業で、受託者又は他の共同事業者が当該事業のために使用する時。</p>	<p>当該財産の無償による使用を条件に相手方を決定するもの</p>	<p>左記以外のもの</p>
	<p>(2) 病院の運営を補完し、又は補助するもの</p>	<p>公共・公益性を有するもの</p>	<p>左記以外のもの</p>

	<p>(3) 病院を利用する者の利便又は職員の福利厚生のための施設を設置するために使用するとき。</p>	<p>食堂又は売店（自動販売機除く。）を運営するために使用する場合であって、利用者の負担を軽減するために販売価額等を指示するもの 公共交通機関の使用に供する施設又は設備を設置するもの</p>	<p>左記以外の施設において、利用者の負担を軽減するために販売価額等を指示するもの</p>
	<p>(4) 地震、火災、水害等により当該財産の全部又は一部が滅失又は毀損したとき。</p>	<p>財産を使用目的に供することができないもの</p>	<p>財産を使用目的に供するために一定の制限を受け、又は使用目的に供するために相当の支出を伴うもの</p>

(注) 運用上の留意点

- 1 減額後の使用料は、次の算定式により算出した額とする。

$$\text{減額後の使用料} = \text{使用料} - (\text{使用料} \times \text{減額率})$$

- 2 減額率については、原則として50パーセントを最高限度とする。